

いじめ防止基本方針

～すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように～

令和6年4月1日 改定

はじめに

近年、いじめを背景とした生徒の自殺や不登校など、生命や心身に重大な被害が生じる事態が全国各地で発生し、いじめは生徒の健全育成を阻害する大きな社会問題となっている。特に、インターネット上の SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)にいじめの写真や動画を投稿するという問題も生じ、いじめはますます複雑化している。

こうした中、学校ではすべての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について、十分理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため本校でも、札幌市教育委員会が作成した「札幌市いじめの防止のための基本的な方針」をもとに、教職員全員がいじめの未然防止・早期発見・早期対応への基本的な認識や考え方を理解し全員で取り組むために、市立札幌新川高等学校「いじめ防止基本方針」を作成した。この基本方針に基づき、新川高校全体でいじめの問題に取り組み、いじめをなくす。

いじめ問題に取り組む際の基本的な考え方

- * 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」と考え、いじめを生まない対人関係づくりに向けた指導を推進し、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、教育活動を展開する。
- * いじめは決して許されないことであり、いじめる側に非があって、いじめを受けている生徒には非はないという認識に立ち、発見後はすみやかに対応する。いじめの未然防止に取り組む活動は、日々の教育活動に密接に関係しており、すべての教職員が実践する。
- * いじめ問題は担任等が一人で抱え込まず、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- * 学校、家庭、地域が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に継続的に取り組む。
- * 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

いじめとは(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめについての基本的な認識

- ・ いじめはどの生徒にもどの学校にも起こり得ることである。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめの構造

いじめの動機

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下そうとする)
- ・支配欲(相手を思い通りに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- ・欲求不満(イライラを晴らしたい)

(東京都立研究所の要約引用)

いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・性的辱めを受ける
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・インターネット上やメールやLINE等で誹謗中傷や嫌なことをされる

また、いじめられていても本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子を細かく観察して確認する必要がある。

いじめを構成するメンバー

いじめは「いじめられる生徒」「いじめる生徒」であるだけでなく、「観衆」(はやしたてたり、おもしろがって見ていたりする)「傍観者」(見て見ないふりをする)など周囲に他の生徒がいる場合が多く、それらの生徒は状況により、いじめの抑止的存在にも促進的存在にもなる。

未然防止

いじめ問題では、「いじめが起こらない学級・学校作り」等、いじめの未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために教育活動全体を通して、すべての生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を育めるようにする必要がある。

特別活動、道徳教育の充実

- * すべての生徒が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、自己肯定感や自己有用感を高める。
- * 生徒が主体的に考え、生徒がいじめ防止を訴える取り組みを推進し、互いに認め合う人間関係を育む。
- * 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。

人権教育、情報教育の充実

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、生徒が学ぶ取り組みを行う。

特に配慮が必要な生徒への指導の充実

日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

早期発見

いじめは早期に発見することが早期の解決につながる。そのためには、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員をはじめとした大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが求められる。

情報の収集

- * 教職員の観察による気づき
- * 養護教諭からの情報
- * 面談時の情報
- * アンケートの実施 等

情報の共有

- * 報告の徹底と報告経路を明示する。
- * 気にかかる生徒の状況について、学年会議や生徒情報共有会等で情報の共有を図る。
- * 新年度の体制へのいじめの問題に係る情報の引継ぎを、確実に行う。

相談体制の確立

- * 教育相談月間を前期と後期にそれぞれ設定する。
- * 生徒がいじめや悩みにかかわる相談を日常的に行える窓口(「新川お助け隊」)を設置する。
- * 本校独自の「いじめ実態調査アンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- * 常日頃から生徒及び保護者が教職員に相談しやすい人間関係を構築する。

早期対応

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、早期にいじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。その際、担任はひとりで問題を抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、組織的に生徒たちを見守る必要がある。

対応の基本的な流れ

- ① 情報のキャッチ(サインチェックシート活用) ⇔ ② 正確な実態把握と認知(アセスメントシート活用)
⇔ ③ 指導体制、方針の決定 ⇔ ④ 生徒への支援、保護者との連携 ⇔ ⑤ 今後の対応

- ・「いじめはどこでも起こる。気づいていないかも」(本質の認識)
- ・「注意深く、クラスの様子を見ていこう」(積極的な姿勢)
- ・「いじめかも。同僚に相談しよう」(報告・連絡・相談)

発見時の緊急対応

いじめを発見した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる生徒に適切な指導を行う。同時に学級担任、学年主任、生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、管理職に報告する。その際の留意点は

- * いじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒を守り通すこと
- * 正確な事実確認と情報の共有を図ること

いじめが起きた時の生徒・保護者等への対応

いじめを受けた生徒に対して

- * 事実確認とともに、まず、辛い今の気持ちを受け入れて共感することで心の安定を図る。
- * 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- * 必ず解決できる希望が持てることを伝える。

- * 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

いじめを受けた生徒の保護者に対して

- * 発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し事実関係を直接伝える。
- * 保護者のつらい気持ちと不安な気持ちを共感的に受け止める。
- * 保護者の要望を十分に聞き取りながら、学校の指導方針や解決策について説明し、今後の対応について協議する。
- * 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- * 家庭でも生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめた生徒に対して

- * いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- * 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- * インターネットを利用したいじめの場合は、いじめに係る情報の削除、訂正をさせる。

いじめた生徒の保護者に対して

- * 正確な事実関係を説明し、いじめを受けた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちと、より良い解決を図るために適切な対応が行えるよう協力を求める。
- * 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

周りの生徒たちに対して

- * 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- * 当事者だけの問題に止めず、学級および学年、学校全体の問題として考えるよう指導する。
- * はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- * いじめを訴えることは、正義感に基づいた勇気ある行動であることを理解するよう指導する。
- * 相手の苦しみを理解し、自分たちの問題として意識できるよう指導する。
- * 思いやりのある人間関係づくりの大切さを実感させるよう指導する。

PTA、教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設との連携

緊急保護者集会の開催

- * いじめの問題が学級や学校に深刻な影響を与えている場合
- * 学級全体の意識を変える必要がある場合
- * いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広まり、共通理解を図る必要がある場合

教育委員会への報告

いじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかにするとともに、いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめの場合には、対応について教育委員会と協議する。

関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて対処する。

継続した指導

- * いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折にふれて必要な指導を継続的に行う。
- * 教育相談、日誌などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努めながら、いじめを受けた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。

- * いじめという特定の問題だけでなく、様々な観点から被害者・加害者に対してカウンセリングやフォローアップの充実を図る。
- * いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級・学校づくりへの取り組みを強化する。

いじめの解消とは

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも 3 か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ネット上のいじめの対応

- * 教職員はインターネットの特殊性による危険を十分に理解し、トラブルの最新の動向を把握するなど、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- * トラブルの未然防止のために、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う。
- * ネットパトロールを実施し、心理的、物理的に個人を攻撃する行為や、心理的苦痛や財産上の損失を防止する。
- * 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除など、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察などの専門的な機関と連携して対応していく。

重大事態発生時の対応

事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努めるとともに、教育委員会に重大事態の発生を報告し、適切な対応をする。

重大事態とは

- * 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次のようなケースが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- * いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。
- * また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

組織体制

体制の整備

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対策委員会」を設置する。その委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検強化を行い生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開する。

いじめ対策委員会

○メンバー構成

校長を責任者とし、副校長、教頭、学年主任、生徒指導部長、教育相談部長、養護教諭、SC、SSW その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。なお、いじめ事案発生時のメンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。緊急時には構成員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する場合もある。

校長が不在の場合は副校長が校長の命を受け、代理で決裁を行う。

構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議以外に個別に意見を求める。

○いじめ対策委員会の会議

- * 定例のいじめ対策委員会は毎月 1 回開催する。
- * 定例会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する
- * いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ対策委員会を開催する。
- * いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。また、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
- * いじめ対策委員会の会議録を作成し、校長の決済を得る。
- * いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

組織的な対応

いじめの見逃しをなくすために、認知及び解消についてはいじめ対策委員会で判断する。

いじめが認知された場合、校長はいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指針指導方針を立てて、組織的に対応する。

国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談による確認の結果を踏まえて、いじめ対策委員会において行う。

複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICT も活用し、いじめ対策委員会において集約と共有を図る。

いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、生徒の進級・進学や転学に当たって、アセスメントシートを活用して次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

生徒及び保護者、地域への説明

- * 入学時及び各年度の開始時にいじめ防止の方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- * 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- * いじめ防止に向けての方針を学校 Web に掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

関係機関との連携

- * 監督官庁との連携
学校において重篤ないじめを把握した場合には、速やかに監督官庁へ報告、必要な支援を受ける。必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士などとの専門家を交えて早期の解決を目指す。
- * 警察との連携
地域の警察との連携を図るため、定期的にはまたは必要に応じて、連絡をとる体制を整えておく。
いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- * 地域などその他関係機関等との連携
子ども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員などとの協力を得ることも視野に入れて対応する。
- * 情報モラル教育の推進に当たっては、家庭や近隣小中学校を含めた地域と連携しながら、ネット上のいじめ防止に係る指導を含めて系統的な指導を行う。

教職員の研修の充実と新年度教育計画への反映

- * 本マニュアルを活用した校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図る。
- * 教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。
- * この「学校いじめ防止基本方針」は、毎年「学校評価」、いじめ対策委員会、年度末反省改善会議、学校関係者評価委員会等で評価・反省を行い、新年度の学校教育計画に生かすこととする。

〇いじめ問題に対する組織的対応

